

事務連絡
平成25年11月29日

各市町村教育委員会学校安全主管課長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

県教育局県立学校部保健体育課長

太陽光発電設備の有効活用に伴う学校防災マニュアル等への記載
について

標記の件につきまして、別添(写)のとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長から依頼がありました。

つきましては、太陽光発電設備が設置されている学校は、別紙「平成24年度決算検査報告に記載された指摘事項の概要(2)」に留意し、太陽光発電設備が有効的に活用されるよう学校防災マニュアル等への記載について御配慮をお願いします。

各市町村教育委員会学校安全主管課におかれましては、太陽光発電設備が設置されている学校へ周知くださるようお願いいたします。

県教育局県立学校部保健体育課 学校安全担当 三浦伸之 TEL 048 - 830 - 6964 FAX 048 - 830 - 4971



事務連絡
平成25年11月7日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長

奈良 哲

会計検査院実地検査の太陽光発電導入事業にかかる指摘事項について

本日、会計検査院から報告されました平成24年度決算検査報告において、学校施設環境改善交付金の太陽光発電導入事業にかかる指摘が掲記されました（別紙参照）。

については、公立学校に設置された太陽光発電設備がより有効に活用されるよう、下記のことにご留意していただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、このことを貴域内の市区町村教育委員会に周知するとともに、「②学校防災マニュアル等への記載について」については、防災担当部局等との連携を図り、学校施設を含めた地域の防災機能の強化に取り組まれるようお願いします。

記

① 環境教育への活用について

文部科学省の補助事業により公立学校に設置された太陽光発電設備について、環境教育における導入の意義及び効果を十分に理解し、太陽光発電設備を環境教育の教材として積極的に活用すること。

また、新たに導入する場合には環境教育への活用方法を事前に検討すること。

② 学校防災マニュアル等への記載について

文部科学省の補助事業により公立学校に設置された太陽光発電設備のうち、停電時でも使用可能な機能を有するものについて、学校防災マニュアル等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条第1項に定められた危険等発生時対処要領）に非常用電源としての使用方法を記載するなど、災害時に学校現場で適切に使用できるようにすること。

（問合せ先）

大臣官房文教施設企画部施設助成課
法規係、技術係

TEL 03-5253-4111（内線2000, 2078）

(別紙)

平成24年度決算検査報告に掲記された指摘事項の概要
(太陽光発電導入事業関係)

平成21年度から平成23年度の間、太陽光発電導入事業により太陽光発電設備を設置した公立学校2,071校を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。このような事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(1) 授業や特別活動等で十分に活用されていないなど環境教育への活用が低調となっている事態

- ① 児童、生徒等に校内に太陽光発電設備が設置されていることを周知したり、表示装置を点灯させたりしているものの、太陽光発電設備を教材として授業や特別活動等に活用しておらず、環境教育への活用が低調な状況となっていた学校が472校。
- ② 太陽光発電設備を教材として授業や特別活動等に活用していなかった472校のうち、事前検討を行っていた学校が157校(33.2%)に過ぎなかった。

(2) 災害時の非常用電源としての使用方法が学校防災マニュアル等に記載されておらず、災害時での使用が困難となり得る事態

- ① 停電時でも使用可能な機能を有する太陽光発電設備は322校に設置されていたが、そのうち学校防災マニュアル等に太陽光発電設備が設置されていることを記載していなかった学校が319校。
- ② 学校防災マニュアル等に太陽光発電設備が設置されていることを記載していた残りの3校においても、非常用電源としての使用方法を具体的に記載していなかった。